

## 審 査 基 準

### 1. 審査事項

審査事項	審査項目・チェック項目	着眼点・留意事項
借受資格	① 申請者は借受資格者（沿岸漁業者、特定認定中小企業者、促進事業者）か。 ア 遊漁兼業である場合は、当該貸付内容は沿岸漁業の経営に係るものか。 イ 装備する漁船は、20トン未満か。 ウ 申請者が未成年者の場合は法定代理人が、70歳以上の場合は後継者が連帯債務者となっているか。 エ 申請書類に誓約書及び役員等名簿は添付されているか。（千葉県暴力団排除条例関係）	<ul style="list-style-type: none"> <li>兼業者については、漁業収入、操業日数、申請者の漁業意欲、漁協の意見等により判断する。</li> <li>千葉県暴力団排除条例に基づき、暴力団関係者等に貸付を行わないため必要書類を添付する。</li> </ul>
事業計画	② 事業内容は適正か。 ア 見積書は原本か。 イ 貸付けの対象となる機器等の種類及び費用か。 ウ 見積額が書かれているか。計算は正しいか。 エ 下取りがある場合、下取り金額が分かる資料が添付されているか。 オ 検査手数料の分かる書類が添付されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>副本については、コピーで可。</li> <li>設置しようとする機器等が、型式認定等の基準を満たしているか。</li> <li>申請書類の事業内容及び事業費と一致しているか。</li> <li>借り受けた資金の使い道に検査手数料も含む場合。</li> </ul>
	③ 借り受けようとする資金は利用可能か。 ア 過去に同じ貸付メニューを利用していないか。重複貸付に該当する場合は認められるか。 イ 事前着工はしていないか。 ウ 償還期間が当該漁船の耐用年数を超える場合、船舶耐用証明書が添付されているか。 エ 漁船用環境高度対応機関の貸付申請の場合、使用中の推進機関は設置後5年を経過しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>要領に規定する場合を除き、過去において同一機種に対し貸付を行っていないか。要領に規定する例外が認められる場合は、要領の該当部分及び具体的な理由を記載。</li> <li>原則資金交付日以降の着工となるが、やむを得ない場合は貸付決定日以降であれば、事業着工してよい。</li> </ul>
償還計画	④ 申請額は適正か。 ア 当該貸付内容の貸付限度額の範囲内か。 また、当該資金種類の貸付限度額の範囲内か。 イ 借入残高との合計額は5,000万円以内か。 ウ 申請額は1万円単位となっているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付額は、当該貸付内容（「カラー魚探」等）の貸付限度額以内か。</li> <li>当該資金種類（「操船作業省力化機器等設置資金」等）の借入残高と申請額の合計は、当該資金種類の貸付限度額以内か。</li> <li>借入残高と申請額の合計は5,000万円以内か。</li> </ul>
	⑤ 資金計画は妥当か。 ア 協調融資となっていないか。 イ 補助残融資となっていないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一融資対象について、他の融資制度と併用していないか。</li> <li>国又は県の補助金と併用していないか。</li> </ul>
事業効果	⑥ 償還期間及び据置期間は規定の範囲内か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>償還期間には据置期間を含む。</li> </ul>
	⑦ 償還計画は妥当か。 ア 収支実績及び収支予想から、年度別償還に無理はないか。 イ 収支予想は過大ではないか。 ウ 償還額は1万円単位か。（端数は第1回で調整）	<ul style="list-style-type: none"> <li>償還計画及び収支計画（最近1年間及び今後の予想）により審査する。（借入残高と申請額の合計額が1,000万円以上の場合は、水揚高、確定申告書等の証拠書類を添付すること。）</li> <li>償還額は均等年賦償還、1回の償還額は1万円単位とし、千円等端数については初回の償還額で調整する。</li> <li>償還額の合計と申請額は一致するか。</li> </ul>
事業効果	⑧ 連帯保証人は適正か。 ア 1漁業者あたりの貸付金の合計額が300万円を超える場合は2人以上か。 イ 住所は原則として千葉県内か。 ウ 70歳以下か。 エ 所得を確認しているか。 オ 相保証ではないか。 カ 保証人は申請者から財産や収支の状況等に関する情報提供を受け、債務を保証することに同意しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>1漁業者あたりの貸付金の合計額が300万円を超える場合は、2人以上（うち1名は申請者と経営を同一にする者以外とする）。</li> <li>所得は水揚高、確定申告書等で確認する。</li> <li>所得の証拠書類の添付は不要。ただし、借入残高と申請額の合計額が1,000万円以上となる場合は、水揚高、確定申告書等の証拠書類を添付すること。</li> <li>沿岸漁業改善資金を借りている者及び借りようとしている者が互いに保証人にならうとしていないか。</li> </ul>
	・経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業従事者の福祉向上に資するか。 ・漁協は信漁連に申請内容を報告しているか。	

### 2. 必要書類

必要に応じて添付する書類の種類	どのような場合に必要か
(1) 下取り金額がわかる資料（②エ） (2) 検査手数料のわかる資料（②オ）	(1) 事業に下取りを含む場合。見積書の中に記載してもよい。 (2) 借り受けた資金の使い道に検査手数料も含む場合。業者に委託する場合は見積書に記載してもらってもよい。
(3) 申請者の水揚高又は所得を確認できる書類（⑦ア） (4) 連帯保証人の所得を確認できる書類（⑧エ） (5) 船舶耐用証明書（③ウ）	(3) 申請額と借入残高の合計が1,000万円以上になる場合。水揚高証明書、確定申告書の写し等。 (4) 同上 (5) エンジン等の設置の場合、エンジンの償還期間内に取り付けた漁船の耐用年数を超えてしまう場合に、造船所の証明書を添付（償還期間までの証明が必要）。耐用年数については、木船9年、強化プラスチック船及び鋼船は12年とする。

### 3. 書類作成上の注意

- ・資金の種類によって事業計画書の様式が異なるので注意する。
- ・申請書は、資金の種類（「操船作業省力化機器等設置資金」等）ごとに作成する。
- ・同一の資金種類で貸付の内容が2以上のときは、その内容ごとに事業費等を記載する。
- ・記入漏れ・計算ミスがないよう注意する。